

南海トラフ地震対策の推進に関する提言

近畿ブロック知事会

令和元年7月

南海トラフ地震対策の推進に関する提言

南海トラフ地震では、広範囲かつ大規模な被害が想定されており、震源に近い太平洋側では防災・減災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、平成25年12月27日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、近畿ブロック管内においても平成26年3月28日、同法に基づき8府県225市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に、4県45市町村が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された。また、平成27年3月には、国において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、国と地方が一体となって南海トラフ地震への備えを進めていく環境が整ってきたところである。

このことにより、地震・津波対策の加速化と抜本強化が進むものと期待されるが、南海トラフ地震では、高い津波が極めて短時間で到達するため、避難が困難な地域（津波避難困難地域）が多く存在し、その想定被害も甚大である。

早急に津波避難困難地域を解消するため、避難路整備や公的住宅並びに民間ビルを活用した津波避難施設の整備、河川・海岸等の堤防や防潮堤等の整備・強化のほか、住宅の高台移転などの地域改造が必要である。

また、地震の揺れに伴い堤防が沈下する等により、津波到達前の河川・海岸から浸水が発生し、浸水が長期間に及ぶゼロメートル地帯、日本の経済活動にも大きな支障が生じる地域等においても、被害を最小化するため、堤防の整備・補強などの施設整備が不可欠である。

更に、大規模災害に備えるためには、老朽化等により地震に対して脆弱性を有する上下水道施設や農業用ため池等の対策を進めることが必要である。

しかしながら、これらのハード対策や高台への集団移転には多額の地方負担が発生するため、次のとおり提言する。

- (1) 河川・海岸堤防や防潮堤、港湾・漁港施設等の整備・強化を推進するため重点的に十分な予算を確保すること
- (2) 令和2年度までの措置となっている緊急防災・減災事業債について、令和3年度以降も継続すること
- (3) 避難路や避難場所等の津波避難施設の整備を促進するため、都市防災総合推進事業等の実施に必要な予算を確保すること
- (4) 高い津波が極めて短時間に到達するため、堤防や津波避難施設の整備で逃げ切れない地域を対象に、地域改造を促進するための新たな制度を創設すること
- (5) 「命を守る」ための水道施設の耐震化を促進するため、交付要件の撤廃を含む財政支援措置の充実を行うこと
また、下水道施設について、地震発生時にもその機能が確保されるよう、老朽化対策も含め、耐震化に係る財政支援措置の充実を行うこと
- (6) 農業用ため池等の耐震調査や耐震強化工事に必要な予算を確保するとともに、ハザードマップ作成、ため池の適正な管理を徹底するための研修会開催や多様な主体との連携・協働によるため池保全の取組活動の支援体制の整備などを拡充すること
- (7) 津波が到達する前に河川・海岸から浸水が発生し、その後の津波で更に大きな被害が生じる可能性のあるゼロメートル地帯や石油コンビナート沿岸地域等について、地域の実情に応じた総合的な防災・減災対策の支援強化を行うこと
- (8) 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における燃料供給体制について、被災都道府県が構築することとなっている常設の給油施設がない救助活動拠点などについても、国による継続供給の対象とすること

令和元年7月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	鈴	木	英	敬
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	井	戸	敏	三
奈良県知事	荒	井	正	吾
和歌山県知事	仁	坂	吉	伸
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	飯	泉	嘉	門